

2022年2月25日

各 位

会 社 名 株式会社シンシア
代表者名 代表取締役執行役員社長 中村 研
(コード番号：7782 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 荒井 慎一
(TEL. 03-5615-9059)

**監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更
並びに役員人事に関するお知らせ**

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会における承認を前提として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議し、これに伴い定款の一部変更、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名及び監査等委員である取締役3名の選任を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会において、移行に必要な定款変更の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 当社の今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- ② 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第14条（電子提供措置等）を新設するとともに、不要となる現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除を行うものであります。なお、これらの新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ④ 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）の新設と現行定款第42条（剰余金の配当の基準日）の変更を行うとともに、変更

案第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）の一部と内容が重複する現行定款第 11 条（自己の株式の取得）および現行定款第 43 条（中間配当）の削除を行うものであります。

⑤ 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022 年 3 月 30 日

定款変更の効力発生日（予定） 2022 年 3 月 30 日

3. 役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

（2022 年 3 月 30 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に付議）

氏名	新役職名（予定）	現役職名
中村 研	代表取締役執行役員社長	同左
荒井慎一	取締役執行役員管理部長	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

（2022 年 3 月 30 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に付議）

氏名	新役職名（予定）	現役職名
中本義人	社外取締役（常勤監査等委員）	常勤社外監査役
加瀬 豊	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
不破鉄二※	社外取締役（監査等委員）	—

※新任監査等委員である取締役（社外）候補者の略歴等

氏名	略歴および重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
ふわ 鉄二 不破 鉄二 （1979 年 8 月 21 日生）	2003 年 4 月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	0 株
	2017 年 6 月	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社入社	
	2019 年 2 月	同社取締役金融法人部長	
	2021 年 7 月	株式会社ナチュラリ取締役（現任）	
	2021 年 9 月	株式会社 D&I インベストメント代表取締役（現任）	
	2021 年 10 月	株式会社トーキョー工務店取締役（現任）	
	2021 年 11 月	株式会社ドリームキャリア取締役（現任）	

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議)

氏名	現役職名
今井良明	社外監査役

※法令に定める監査等委員である取締役の員数（3名）を欠く場合、監査等委員である取締役に就任する予定です。

(4) 退任予定取締役及び監査役

(2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
國吉 歩	社外取締役
小川 宏	社外取締役
今井良明	社外監査役

以上

(別紙) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～3. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>4. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>衣料品、日用雑貨の製造販売および輸出入</u></p> <p>5. <u>医薬部外品、化粧品、医療用試薬、眼科用以外の医療機器の製造販売および輸出入</u></p> <p>6. <u>インターネットを利用した企画、制作および管理運営</u></p> <p>7. <u>各種マーケティング業務</u></p> <p>8. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関構成)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第11条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第13条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最</p>

現行定款	定款変更案
<p data-bbox="236 331 791 443">② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="443 533 520 566">(新設)</p> <p data-bbox="188 770 533 804">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="172 808 791 882">第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="236 927 791 1039">② 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="188 1167 560 1200">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="172 1205 791 1323">第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="236 1328 791 1480">② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="443 1485 520 1518">(新設)</p> <p data-bbox="188 1646 453 1680">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="172 1684 791 1836">第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="236 1841 791 1960">② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="172 2004 533 2038">第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="932 250 1439 324"><u>終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="879 329 1439 524">③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="879 528 1439 723">④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="831 770 1176 804">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="815 808 1439 927">第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="879 927 1439 1122">② 取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="831 1167 1203 1200">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="815 1205 1439 1323">第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="879 1328 1439 1480">② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="879 1485 1439 1603">③ <u>前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p data-bbox="831 1646 1096 1680">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="815 1684 1439 1836">第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="879 1841 1439 1960">② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="815 2004 1203 2038">第23条～第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>③ <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</p> <p>第1条 2021年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第37条及び第38条の定め</p>

現行定款	定款変更案
<p>(新設)</p>	<p>るところによる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>